



県章

# 滋賀県公報

令和3年(2021年)  
6月11日  
第214号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 告 示

林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の徴収事務の委託(森林政策課).....	1
滋賀県農業技術振興センターの農産物の荒茶販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(農業経営課)...	2
社会福祉士及び介護福祉士法による登録 <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引等事業者および登録特定行為事業者の登録(医療福祉推進課).....	2
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課).....	2
道路区域の変更(道路保全課).....	3

### ○ 公 告

危険物取扱者保安講習実施公告(防災危機管理局).....	4
一般競争入札の公告(教育総務課).....	4
落札者決定の公告(広報課、警察本部会計課).....	6
随意契約の相手方決定の公告(人事課).....	7

### ○ 環 境 事 務 所 告 示

土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(湖東).....	7
----------------------------------	---

### ○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(東近江).....	7
---	---

### ○ 教 育 委 員 会 規 則

※滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則(教育総務課).....	8
--	---

### ○ 公 安 委 員 会 告 示

滋賀県琵琶湖等水上安全条例第17条の2第1項の規定に基づく水泳場保安水域の指定(地域課).....	8
---	---

## 告 示

### 滋賀県告示第375号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和3年6月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 1 委託の相手方

- 滋賀県森林組合連合会 大津市におの浜四丁目1-20
- 滋賀南部森林組合 大津市瀬田神領町番戸谷40-1
- 滋賀中央森林組合 甲賀市水口町鹿深3-39
- 東近江市永源寺森林組合 東近江市山上町3544
- びわこ東部森林組合 犬上郡多賀町多賀246
- 滋賀北部森林組合 米原市市場438
- 長浜市伊香森林組合 長浜市木之本町黒田1015
- 高島市森林組合 高島市朽木野尻364-2

- 2 委託事務の内容 林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の徴収事務
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 4 徴収の方法 指定口座への振込みにより徴収する。

滋賀県告示第376号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県農業技術振興センターの農産物の荒茶販売に係る物品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和3年6月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 全国農業協同組合連合会滋賀県本部 大津市京町四丁目3番38号
- 2 委託事務の内容 滋賀県農業技術振興センターの農産物の荒茶販売に係る物品売払代金の徴収事務
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第377号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定に基づく登録<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等事業者および同法附則第20条第1項の規定に基づく登録特定行為事業者として、次の者を登録した。

令和3年6月11日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称および代表者名	主たる事務所の所在地	実施する <sup>かくたん</sup> 吸引等業務	実施する特定行為業務	登録年月日	登録番号
田中ケアサービス株式会社長浜支援センターショートステイあいあい	長浜市祇園町148-1	田中ケアサービス株式会社代表取締役 山崎和美	長浜市祇園町278番地5	<sup>くう</sup> 口腔内の <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引 <sup>くう</sup> 鼻腔内の <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引 気管カニューレ内部の <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養	<sup>くう</sup> 口腔内の <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引 <sup>くう</sup> 鼻腔内の <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引 気管カニューレ内部の <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養	令和3.6.1	251216175

滋賀県告示第378号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和3年6月11日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
児童通所支援事業所てのひら守山水保町	守山市水保町1336番地36	株式会社オンリーワン	三重県名張市桔梗が丘四番町一街区37番地	放課後等デイサービス	令和3.6.1	2550700336

滋賀県告示第379号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福

社サービス事業者として、次の者を指定した。

令和3年6月11日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
l i a - f a i l	長浜市木之本町黒田2867番地	合同会社 l i a - f a i l	長浜市木之本町黒田2867番地	就労継続支援A型	令和3.6.1	2510300771
短期入所さくらがわ	東近江市桜川西町334番地2	社会福祉法人蒲生野会	東近江市小脇町2089番地	短期入所	令和3.6.1	2510500768
フルミナ	東近江市市ケ原町43-3番地	社会福祉法人美輪湖の家	東近江市百済寺本町1543番地1	生活介護	令和3.6.1	2510500776
グループホームカノン	長浜市口分田236-1	株式会社イケダ光音堂	長浜市八幡中山町477番地風の街ビル	共同生活援助(介護サービス包括型)	令和3.6.1	2520300126
グループホーム湖湖	野洲市栄15-6	合同会社カネスケ	栗東市霊仙寺二丁目4番8号	共同生活援助(介護サービス包括型)	令和3.6.1	2521300067

滋賀県告示第380号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和3年6月11日から令和3年6月25日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月11日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	近江八幡大津線	大津市玉野浦字川崎2370番2地先から	変更後	最小 1.8m } 最大 31.0m	1104.9m	自転車通行空間の整備に伴う道路区域の変更 なお現道の供用は従前のおり
		大津市瀬田一丁目字北浦1155番地先まで		最小 7.8m } 最大 31.0m		
		大津市玉野浦字川崎2370番2地先から	変更前	最小 7.8m } 最大 21.4m	1213.6m	

## 公 告

## 危険物取扱者保安講習実施公告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和3年6月11日

滋賀県知事 三日月 大造

## 1 講習の種類

講習区分	危険物取扱者免状の種類
給油取扱所の危険物取扱者	甲種、乙種(第1類から第6類まで)、丙種
給油取扱所以外の危険物取扱者	甲種、乙種(第1類から第6類まで)、丙種

## 2 講習の日時および場所

## (1) 給油取扱所の危険物取扱者を対象とした講習

日時		講習場所	
		会場名	所在地
7月16日(金)	9時30分～12時30分	野洲文化小劇場	野洲市小篠原2142
7月28日(水)	9時30分～12時30分	滋賀県立男女共同参画センター	近江八幡市鷹飼町80-4
7月30日(金)	9時30分～12時30分	滋賀県危機管理センター	大津市京町四丁目1番1号

## (2) 給油取扱所以外の危険物取扱者を対象とした講習

日時		講習場所	
		会場名	所在地
7月6日(火)	13時30分～16時30分	滋賀県危機管理センター	大津市京町四丁目1番1号
7月9日(金)	9時30分～12時30分	あいこうか市民ホール	甲賀市水口町水口5633
7月9日(金)	13時30分～16時30分	あいこうか市民ホール	甲賀市水口町水口5633
7月14日(水)	13時30分～16時30分	ひこね市文化プラザ	彦根市野瀬町187-4
7月15日(木)	13時30分～16時30分	野洲文化小劇場	野洲市小篠原2142
7月16日(金)	13時30分～16時30分	野洲文化小劇場	野洲市小篠原2142
7月21日(水)	13時30分～16時30分	滋賀県立文化産業交流会館	米原市下多良二丁目137
7月27日(火)	13時30分～16時30分	滋賀県立男女共同参画センター	近江八幡市鷹飼町80-4
7月28日(水)	13時30分～16時30分	滋賀県立男女共同参画センター	近江八幡市鷹飼町80-4
7月30日(金)	13時30分～16時30分	滋賀県危機管理センター	大津市京町四丁目1番1号

3 受講対象者 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項または第2項の規定により講習を受けなければならない者

4 受講手続および受講手数料 受講申請書に所定の事項を記入の上、滋賀県収入証紙4,700円を貼り付け、5に示す受付期間中に6に示す受付場所に郵送により提出すること。

5 受講申請書の受付期間 令和3年6月14日(月)から同月21日(月)までとする(当日消印有効)。

6 受講申請書の受付場所 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会 〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号  
滋賀県厚生会館2階 電話 077-521-3921

7 その他 その他詳細については、受講申請書の受付場所に問い合わせること。

-----  
一般競争入札の公告

県立高等学校5軸マシニングセンタ(設置工事等含む。)の購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和3年6月11日

滋賀県知事 三日月 大造

## 1 入札に付する事項

(1) 案件名および数量 県立高等学校5軸マシニングセンタ(設置工事等含む。)の購入 2台

(2) 案件の内容等 県立高等学校(瀬田工業高等学校および八幡工業高等学校)5軸マシニングセンタ(設置工事、

電源工事、設定調整費等含む。)の購入

(3) 納入期限 令和4年3月31日(木)

(4) 納入場所

滋賀県立瀬田工業高等学校 実習棟1階FA実習室 〒520-2132 大津市神領三丁目18番1号

滋賀県立八幡工業高等学校 機械科実習棟1階機械加工I実習室 〒523-0816 近江八幡市西庄町5番地

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和3年滋賀県告示第68号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の分類で登録されている者であること。

大分類:物品 中分類:工作機械・工具

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所で資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 提出不要

## 4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、仕様書および契約条項等を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4514 電子メール ma0001@pref.shiga.lg.jp

(2) 入札説明書、仕様書および契約条項等を交付する期間 令和3年6月11日(金)から令和3年7月20日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までの間を除く。)および令和3年7月21日(水)の9時から正午まで

(3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は(1)に示す場所または電子メールで交付する。なお、電子メールによる場合、(1)の電子メールアドレスあてに、メール表題を「県立高等学校5軸マシニングセンタ(設置工事等含む。)の購入に関する入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属・氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載して送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレスあてに入札説明書等を送信する。なお、これら以外の方法での交付は行わない。

(4) 入札説明会の日時および場所 行わない。ただし、現場視認は可能とするが、その場合は、令和3年6月11日(金)から令和3年7月2日(金)(土曜日および日曜日を除く。)9時から16時30分までの間で学校に事前連絡し、日時等を調整すること。

(5) 入札書の提出期間 令和3年7月13日(火)の13時から令和3年7月21日(水)の正午まで

(6) 入札書の提出場所および提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し、(5)の入札書の提出期間内に入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の提出期間(土曜日および日曜日を除く。)内に(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 紙の入札書を(5)の入札書の提出期間内に(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。なお、送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和3年7月21日(水)13時 滋賀県教育委員会事務局教育総務課

## 5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 入札金額は、業務に係る費用の総額を記載すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

## 7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

## 9 落札者の決定方法

- (1) 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者はくじを辞退することができない。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

## 12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased : machining center with delivery and installation  
Included, 1 units
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, July 21, 2021
- (3) For further information, contact : General Education Division, Prefectural Board of Education, Shiga  
Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 4514  
E-Mail ma0001@pref.shiga.lg.jp

**落札者決定の公告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和3年6月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 県政広報誌折込配布業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県知事公室広報課 大津市京町四丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和3年4月20日(火)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社滋賀報知新聞社 東近江市中野町1005番地
- 5 落札金額 40,986,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和3年3月9日(火)

**落札者決定の公告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和3年6月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 電子線マイクロアナライザー(搬入設置作業および保守)

含む。) 一式

- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号
- 3 落札者を決定した日 令和3年5月19日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 三菱HCキャピタル株式会社法人事業本部関西法人支店 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目3番31号
- 5 落札金額 56,973,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和3年4月9日(金)

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和3年6月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 給与等システム運用保守業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部人事課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3156
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年4月1日(木)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 株式会社アイシーエス 代表取締役社長 法貴敬 岩手県盛岡市松尾町17番8号
- 5 随意契約に係る契約金額 49,387,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

環境事務所告示

滋賀県湖東環境事務所告示第3号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和3年6月11日

滋賀県湖東環境事務所長 仁 科 克 巳

- 1 指定する区域の所在地 犬上郡多賀町大字四手字諏訪348番3の一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 砒素およびその化合物  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県湖東環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和3年6月11日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
訪問介護ほほえみ	蒲生郡日野町大窪541	合同会社ほほえみ	甲賀市甲賀町高嶺888番地1	居宅介護 重度訪問介護	令和3.6.1	2511500213

教育委員会規則

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月11日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

滋賀県教育委員会規則第4号

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則(平成6年滋賀県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。  
第14条第1項および第3項中「記載し、主宰者がこれに記名押印」を「記載」に改める。

付則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

滋賀県公安委員会告示第61号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例(昭和30年滋賀県条例第55号)第17条の2第1項の規定により、水泳場保安水域を次のとおり指定する。

令和3年6月11日

滋賀県公安委員会委員長 大塚良彦

水泳に供する水域の所在地	水泳場保安水域に指定する水域	期間
近江八幡市佐波江町北中島1番地地先琵琶湖沿岸(京都YMC Aサバエ教育キャンプ場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 近江八幡市佐波江町にある佐波江第2樋門の南西角 ア 基点から真方位56度154メートルの地点 イ 基点から真方位36度204メートルの地点 ウ 基点から真方位59度386メートルの地点 エ 基点から真方位70度364メートルの地点	令和3年7月17日から同年8月31日まで
近江八幡市沖島町宮ヶ浜地先琵琶湖沿岸(宮ヶ浜水泳場)	次のア、イおよびウの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 近江八幡市沖島町宮ヶ浜にある休暇村近江八幡西館建物の北東角 ア 基点から真方位297度125メートルの地点 イ 基点から真方位316度161メートルの地点 ウ 基点から真方位55度292メートルの地点	令和3年7月22日から同年8月31日まで
高島市マキノ町西浜763番地1地先琵琶湖沿岸(マキノサニービーチ・高木浜オートキャンプ場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 高島市マキノ町西浜763番地1にあるマキノサニービーチ高木浜管理棟建物の東角 ア 基点から真方位57度163メートルの地点 イ 基点から真方位78度196メートルの地点 ウ 基点から真方位188度246メートルの地点 エ 基点から真方位207度216メートルの地点	令和3年7月1日から同年8月31日まで
高島市マキノ町西浜763番地2地先琵琶湖沿岸(奥琵琶湖マキノグランドパークホテル)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 高島市マキノ町知内にある知内浜オートキャンプ場北浜サイト事務所建物の東角 ア 基点から真方位23度207メートルの地点	令和3年7月1日から同年8月31日まで

	<p>イ 基点から真方位40度203メートルの地点                  ウ 基点から真方位92度126メートルの地点                  エ 基点から真方位84度43メートルの地点</p>	
高島市マキノ町知内1992番地1および同2018番地1地先琵琶湖沿岸(知内浜水泳場)	<p>次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 高島市マキノ町知内にある知内浜オートキャンプ場北浜サイト事務所建物の東角                  ア 基点から真方位23度170メートルの地点                  イ 基点から真方位40度203メートルの地点                  ウ 基点から真方位92度126メートルの地点                  エ 基点から真方位154度334メートルの地点                  オ 基点から真方位170度304メートルの地点</p>	令和3年7月1日から同年8月31日まで
	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 高島市マキノ町知内にある知内浜オートキャンプ場松風荘建物の東角                  ア 基点から真方位152度142メートルの地点                  イ 基点から真方位159度183メートルの地点                  ウ 基点から真方位203度186メートルの地点                  エ 基点から真方位214度133メートルの地点</p>	令和3年7月1日から同年8月31日まで
高島市今津町浜分7番地地先琵琶湖沿岸(今津浜水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 高島市今津町浜分にある主要地方道海津今津線三人川橋の南東角                  ア 基点から真方位130度60メートルの地点                  イ 基点から真方位95度195メートルの地点                  ウ 基点から真方位144度411メートルの地点                  エ 基点から真方位165度346メートルの地点</p>	令和3年7月12日から同年8月20日まで
高島市今津町今津13番地地先琵琶湖沿岸(南浜学童水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 高島市今津町中沼二丁目4番地にある滋賀県高島警察署建物の南東角                  ア 基点から真方位150度157メートルの地点                  イ 基点から真方位135度220メートルの地点                  ウ 基点から真方位151度278メートルの地点                  エ 基点から真方位166度232メートルの地点</p>	令和3年7月21日から同年8月10日まで
高島市安曇川町北船木2981番地地先琵琶湖沿岸(滋賀県立びわ湖こどもの国水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 高島市安曇川町北船木2981番地にある滋賀県立びわ湖こどもの国敷地内にある藤棚の南角                  ア 基点から真方位41度147メートルの地点                  イ 基点から真方位71度193メートルの地点                  ウ 基点から真方位156度161メートルの地点                  エ 基点から真方位192度101メートルの地点</p>	令和3年7月17日から同年8月31日まで
高島市安曇川町下小川地先琵琶湖沿岸(近江白浜水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域ならびにオ、カ、キおよびクの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 高島市安曇川町下小川2568番地にあるビラ白浜敷地の南西角                  ア 基点から真方位136度103メートルの地点</p>	令和3年7月7日から同年8月31日まで

	<p>イ 基点から真方位164度148メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位229度157メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位274度104メートルの地点</p> <p>オ 基点から真方位273度132メートルの地点</p> <p>カ 基点から真方位235度179メートルの地点</p> <p>キ 基点から真方位264度682メートルの地点</p> <p>ク 基点から真方位272度664メートルの地点</p>	
高島市鶴川1091番地地先琵琶湖沿岸(白ひげビーチ)	<p>次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 高島市鶴川1091番地にある白ひげビーチ事務所建物の北西角</p> <p>ア 基点から真方位11度228メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位38度282メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位100度164メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位160度196メートルの地点</p> <p>オ 基点から真方位176度129メートルの地点</p>	令和3年7月5日から同年9月28日まで
大津市北小松鶴川1番地地先琵琶湖沿岸(京都復活教会水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市北小松20番地の8にある湖邸滋びわこクラブ建物の南東角</p> <p>ア 基点から真方位89度140メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位118度227メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位167度147メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位214度36メートルの地点</p>	令和3年7月1日から同年8月31日まで
大津市北小松954番地の1地先琵琶湖沿岸(北小松北浜水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市北小松にある養魚池ポンプ室建物の北東角</p> <p>ア 基点から真方位35度75メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位85度131メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位174度189メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位206度155メートルの地点</p>	令和3年7月4日から同年8月21日まで
大津市北小松1017番地の1地先琵琶湖沿岸(北小松南浜水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市北小松1017番地の1にある北小松区営小松浜水泳場南浜事務所建物の南東角</p> <p>ア 基点から真方位30度239メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位53度259メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位143度112メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位170度58メートルの地点</p>	令和3年7月4日から同年8月21日まで
大津市南小松1088番地から同19番地の3まで地先琵琶湖沿岸(近江舞子北浜水泳場)	<p>次のア、イ、ウ、エ、オおよびカの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域ならびにキ、クおよびケの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域</p> <p>基点 大津市南小松にある月見浜石碑の東角</p> <p>ア 基点から真方位15度256メートルの地点</p> <p>イ 基点から真方位41度245メートルの地点</p> <p>ウ 基点から真方位46度157メートルの地点</p> <p>エ 基点から真方位120度130メートルの地点</p> <p>オ 基点から真方位174度412メートルの地点</p> <p>カ 基点から真方位186度469メートルの地点</p>	令和3年7月1日から同年8月31日まで
大津市南小松1095番	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クおよびケの各点を結んだ</p>	令和3年7月1日

<p>地地先琵琶湖沿岸 (近江舞子中浜水泳場)</p>	<p>線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点1 大津市南小松にある南小松港南側堤防の西角                  基点2 大津市南小松にある雄松崎石碑の南東角                  ア 基点1から真方位90度23メートルの地点                  イ 基点1から真方位74度93メートルの地点                  ウ 基点1から真方位124度190メートルの地点                  エ 基点1から真方位134度338メートルの地点                  オ 基点2から真方位24度178メートルの地点                  カ 基点2から真方位65度128メートルの地点                  キ 基点2から真方位105度125メートルの地点                  ク 基点2から真方位173度208メートルの地点                  ケ 基点2から真方位189度108メートルの地点</p>	<p>から同年8月31日まで</p>
<p>大津市南小松1095番地の20地先琵琶湖沿岸(近江舞子南浜水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 大津市南小松1095番地にある雄松館建物の南西角                  ア 基点から真方位102度71メートルの地点                  イ 基点から真方位156度159メートルの地点                  ウ 基点から真方位221度365メートルの地点                  エ 基点から真方位235度311メートルの地点</p>	<p>令和3年7月1日から同年8月31日まで</p>
<p>大津市北比良242番地地先琵琶湖沿岸(比良レークハウス)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 大津市北比良242番地にある比良レークハウス建物の東角                  ア 基点から真方位68度142メートルの地点                  イ 基点から真方位100度186メートルの地点                  ウ 基点から真方位154度125メートルの地点                  エ 基点から真方位175度27メートルの地点</p>	<p>令和3年7月1日から同年8月31日まで</p>
<p>大津市南比良361番地地先琵琶湖沿岸(南比良水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 大津市南比良361番地にある住宅敷地の南東角                  ア 基点から真方位55度76メートルの地点                  イ 基点から真方位98度140メートルの地点                  ウ 基点から真方位182度197メートルの地点                  エ 基点から真方位212度157メートルの地点</p>	<p>令和3年7月1日から同年8月31日まで</p>
<p>大津市大物189番地から同210番地まで地先琵琶湖沿岸(大物地区水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 大津市大物にある大物ポンプ小屋建物の東角                  ア 基点から真方位56度35メートルの地点                  イ 基点から真方位98度123メートルの地点                  ウ 基点から真方位136度132メートルの地点                  エ 基点から真方位182度59メートルの地点</p>	<p>令和3年7月18日から同年8月31日まで</p>
<p>大津市大物218番地の6地先琵琶湖沿岸(大地協セツルの家)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の東角                  ア 基点から真方位30度154メートルの地点                  イ 基点から真方位60度199メートルの地点                  ウ 基点から真方位88度138メートルの地点                  エ 基点から真方位49度59メートルの地点</p>	<p>令和3年7月1日から同年8月31日まで</p>
<p>大津市大物青柳660番地地先琵琶湖沿岸(青柳浜キャンプ場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域                  基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の東角</p>	<p>令和3年7月1日から同年8月31日まで</p>

	<p>ア 基点から真方位49度59メートルの地点  イ 基点から真方位88度138メートルの地点  ウ 基点から真方位137度250メートルの地点  エ 基点から真方位165度201メートルの地点</p>	
大津市大物青柳640番地の2地先琵琶湖沿岸(VIWAKO GLASTAR)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域  基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の東角  ア 基点から真方位150度77メートルの地点  イ 基点から真方位117度170メートルの地点  ウ 基点から真方位146度334メートルの地点  エ 基点から真方位167度288メートルの地点</p>	令和3年7月1日から同年8月31日まで
大津市荒川松の浦地先琵琶湖沿岸(松の浦水泳場)	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キおよびクの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域  基点 大津市荒川392番地にある松の浦キャンプ場事務所建物の東角  ア 基点から真方位67度431メートルの地点  イ 基点から真方位80度412メートルの地点  ウ 基点から真方位80度306メートルの地点  エ 基点から真方位86度197メートルの地点  オ 基点から真方位118度114メートルの地点  カ 基点から真方位180度154メートルの地点  キ 基点から真方位201度385メートルの地点  ク 基点から真方位213度384メートルの地点</p>	令和3年7月1日から同年8月31日まで
大津市八屋戸122番地の1地先琵琶湖沿岸(守山子ども水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域  基点 大津市八屋戸にある守山子供会脱衣所建物の北東角  ア 基点から真方位19度116メートルの地点  イ 基点から真方位67度175メートルの地点  ウ 基点から真方位137度150メートルの地点  エ 基点から真方位198度73メートルの地点</p>	令和3年7月17日から同年8月22日まで
大津市和邇中浜19番地地先琵琶湖沿岸(和邇中浜水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域  基点 大津市和邇中浜22番地にある住宅敷地の南東角  ア 基点から真方位341度91メートルの地点  イ 基点から真方位18度156メートルの地点  ウ 基点から真方位97度188メートルの地点  エ 基点から真方位128度140メートルの地点</p>	令和3年7月1日から同年8月31日まで
大津市和邇南浜1番地から同127番地まで地先琵琶湖沿岸(新和邇浜水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域  基点 大津市和邇南浜117番地にある慶専寺敷地の北東角  ア 基点から真方位327度222メートルの地点  イ 基点から真方位359度281メートルの地点  ウ 基点から真方位97度289メートルの地点  エ 基点から真方位127度215メートルの地点</p>	令和3年7月1日から同年8月31日まで
大津市和邇南浜233番地の1から同403番地の33まで地先琵琶湖沿岸(和邇浜水泳場)	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域ならびにオ、カ、キおよびクの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域  基点 大津市和邇南浜403番地先にある和邇岬石碑の東角  ア 基点から真方位306度475メートルの地点  イ 基点から真方位319度477メートルの地点</p>	令和3年7月1日から同年8月31日まで

	ウ 基点から真方位332度164メートルの地点 エ 基点から真方位296度160メートルの地点 オ 基点から真方位296度82メートルの地点 カ 基点から真方位1度122メートルの地点 キ 基点から真方位55度164メートルの地点 ク 基点から真方位81度59メートルの地点	
大津市和邇今宿浜地先琵琶湖沿岸(今宿浜水泳場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市和邇今宿13番地にあるさかえ荘建物の南東角 ア 基点から真方位73度38メートルの地点 イ 基点から真方位115度124メートルの地点 ウ 基点から真方位159度137メートルの地点 エ 基点から真方位203度70メートルの地点	令和3年7月1日から同年8月31日まで
大津市今堅田三丁目から真野五丁目まで地先琵琶湖沿岸(真野浜水泳場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市今堅田三丁目24番7号にある国民宿舎ビューロッジ琵琶建物の東角 ア 基点から真方位327度293メートルの地点 イ 基点から真方位346度324メートルの地点 ウ 基点から真方位100度217メートルの地点 エ 基点から真方位129度168メートルの地点	令和3年7月1日から同年8月31日まで
米原市宇賀野から長沢まで地先琵琶湖沿岸(OUMI WA VE)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 米原市宇賀野1507番1にある物産交流館さざなみ建物の北西角 ア 基点から真方位353度173メートルの地点 イ 基点から真方位335度189メートルの地点 ウ 基点から真方位294度131メートルの地点 エ 基点から真方位312度80メートルの地点	令和3年7月22日から同年8月31日まで

